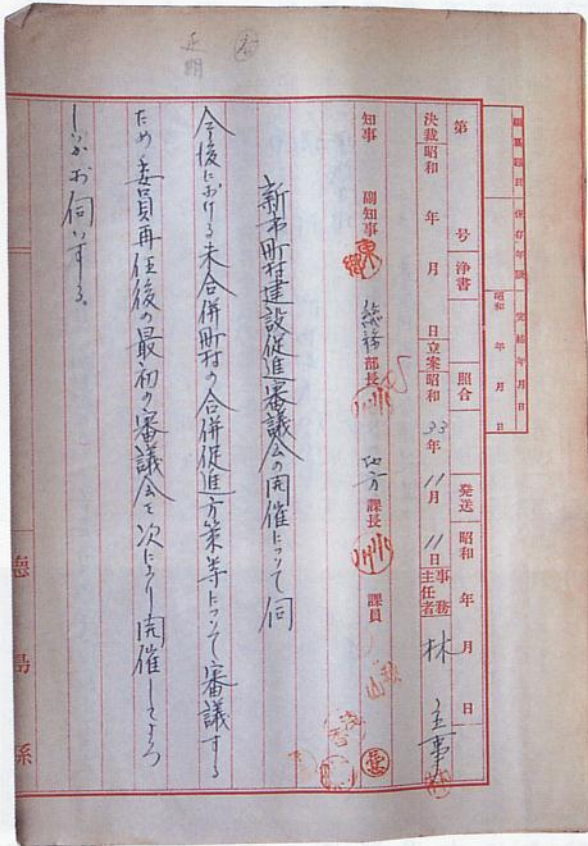




「昭和33年度 新市町村建設促進審議会綴 地方課」
(資料番号K200100199)



昭和28（1953）年9月1日に「町村合併促進法」が公布され、これを機に昭和30年から昭和34年にかけて本県の市町村合併が大いに促進されました。この市町村合併に大きな役割を果たしたのが「新市町村建設促進審議会」であり、会議録等を読めば、当時の各市町村の合併に関する期待と混乱等々が見えてきます。

現在進められている平成の市町村合併の作業を進める上で、たいへん興味深い内容が含まれており、当該市町村や県の担当職員のみならず、地域住民の方々にも参考としていただきたい史実が、文書館資料として収蔵され、いつでも閲覧できるようになっています。

今回の市町村合併におきましては、自らの地域に誇りを持ち、着実な一歩を未来に踏み出せるよう、各市町村の「公文書等の保存」には十全を期してもらいたいものです。

(写真は上記資料所収「新市町村建設促進審議会の開催について伺」)

目次	
公文書に見る 戦後の教育改革	2
民政資料展覧会と『阿波藩民政資料』	3
公文書は共有財産	4
阿波の慶長九年検地帳の謎	6
文書館のあゆみ（平成14年7月～12月）	7
残された旅の葉「おかげ参り心得」	7
古文書講座（初級・中級）のご案内	8
文書館の利用案内	8

第26回資料紹介展

「上月家文書に見る戦国―赤松・細川・上月―」

平成15年4月29日～8月3日
上月家文書は、播磨国（現兵庫県）の北部上月城に拠っていた赤松氏の一族上月家の史料で、主に、室町期から戦国期にかけてのものである。徳島県指定文化財「南方御退治条々」始め、応仁の乱の一方の旗頭であった細川勝元及び嘉吉の乱で滅亡した赤松家を再興し舅勝元に与して戦った赤松正則の感状・軍勢催促状・書状、管領細川晴元書状など貴重なものが多々ある。そこで、上月家文書を通して、戦国時代の動きの一端を紹介する。

第26回企画展「阿波・武道の広がり」

平成15年8月5日～10月26日
徳島県下各地には、貫心流・日置流・関口宮田流・大坪流などの剣術・弓術・柔術・馬術の秘伝・免許状などが数多く残されている。そこで、これらの史料の展示をおして、武士だけでなく庶民にいたる阿波の武道の広がりを確認するとともに、その意味について考える。

第27回企画展

「褒められた人々―江戸時代阿波の褒状―」

平成15年10月28日～16年2月1日
大坂の陣における七感状を始めとして「阿淡孝子伝」など、江戸時代には「褒める」ということが様々な形で視覚で行われていた。今回の展示では、さまざまな「褒める」に関する当館所蔵史料を展示し、それぞれの背景について考察する。

第27回資料紹介展

「戦後徳島の出発―公文書から見た戦後―」

平成13年10月1日付で徳島県文書規程が全面改正・施行された結果、従来の永年保存文書が三十年保存文書となり、文書館が収集するようになった。今回の展示では、戦後まもないころの公文書に焦点をあて、戦後徳島の再出発の姿を垣間見ることが出来る資料を展示する。

民政資料展覧会と『阿波藩民政資料』

金原 祐樹

徳島県の歴史資料集の内最も重要な資料集の一つに『阿波藩民政資料』がある。大正三（一九一四）年四月十日発行のものが一冊、大正五（一九一六）年発行のものが上下二冊、計三冊発行されている。徳島県史料刊行会によって昭和五十六年に複製版が発行され、現在の我々もその恩恵に浴している。

この時期、公的な資料でない「民政資料」の収集および展覧会は、徳島だけで行われたものではない。明治四十四（一九一一年）年七月十日には福井県が主催して「民政資料展覧会」が開催されている。また、明治四十四年から翌四十五年にかけて京都府でも維新以前の民政制度についての調査及び資料収集事業が行われ、『維新以前民政制度沿革及び事跡調査』、『維新以前民政資料』が出版されている。さらに、神奈川県でも大正二年十月十一・十二日の二日間、新県庁の落成に合

わせて古文書・古地図・民具など二千点の資料が集められ、「民政資料展覧会」が開催されており、立錫の余地がないほど盛況だったという。こうした全国的な府県の流れの中で徳島においても「民政資料展覧会」が行われ、『阿波藩民政資料』が作られたといえよう。

大正三年の『阿波藩民政資料』は、大正二（一九一三）年七月十五日より同八月三十日にかけて、徳島県物産陳列場で行われた「民政資料展覧会」に集められた出品資料千五百有余点の中から選別され印刷されたものである。徳島県物産陳列場は皇太子殿下行啓内定を機会に行啓記念館を建設することとなり、明治四十四（一九〇七）年徳島市が建築して県に寄附した建物である。県はそれを徳島県物産陳列場として経営することとし、明治四十一（一九〇八）年四月開館した。建坪五一坪。階上に戦役記念品、階下には県内の各種物産を陳列し、民心の修養と商工業の改善発達を目的としていた。

「民政資料展覧会」は場長住田史郎以下職員全員がかかって行う一大イベントであった。この資料展は好評であったので、さらに資料集の編さんが進められることになった。その目的は、資料集の緒言に「今や維新後既に四十有余年、文化亦昔日の比すべきにあらざると雖も、而も

温故知新の業蓋し無益の事にあらず、況や事蹟の湮滅日に太甚を加ふるに於いてをや」とあり、温故知新の重要性と、歴史事実が日に日に消えていくことを憂えていることにある。また、この緒言では資料集の編集が完璧でなかったことを嘆いており、二回目の収集刊行を期すことを記している。

翌、大正四（一九一五）年十一月、大正天皇即位大典が行われる記念として、十一月十日から翌五年四月末日まで、前回と同じ徳島県物産陳列場において二回目の「民政資料展覧会」が開かれることになった。この時は、御大典奉祝協賛委員会を設置し、委員長に県内務部長、副委員長に警察部長を充て、物産陳列場の



大正5年に出された徳島県版『阿波藩民政資料』の扉

年一月には『御大典記念阿波藩民政資料』上下巻二冊が完成し、奥付の発行所は徳島県としている。この資料集は、所収し切れない資料について目録を作成して掲載していることも後の研究者にとつては有り難いところである。

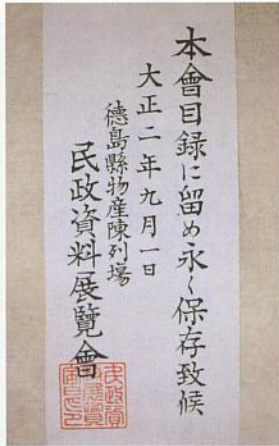
この編纂に嘱託職員として関わった人物には、漢学者で郷土史の著作もある徳島中学校教諭の岡本由喜三郎（対南）や郷土史家として活躍していた高等女学校教諭の橋本亀一、徳島中学校の小出植男、国府小学校校長近藤達郎、渋野小学校長田所市太（眉東）ら当時の名だたる郷土史研究者が含まれていた。また、資料収集に尽力した人物として曾我部道夫が挙げられている。曾我部は明治二十五年二回目の衆議院議員選挙で代議士となり、その後岐阜・鳥取・福岡県知事を歴任した官吏で、明治三十一年に退官し、徳島で漢詩などの文化活動を行っていた。このように政・官・学が一体となつて資料の収集・資料集の編さんの任にあつていたのである。

こうした「民政資料展」の足跡は、現在も各地の古文書の中に貼られたラベルや、借用礼状の形で残されており、古文書調査で行き当たることも少なくない。第二次世界大戦中や戦後に次々と散逸した民間の古文書を考えると、この資料集の輝きは今後失われることはないだろう。

参考文献：『福井県史年表』、『京都府総合資料館だより』一三〇号

（事務主任）

『公制秘鑑』（西野・多田家文書）に貼られていた展覧会のラベル



本會目録に留め永く保存致候
大正二年九月一日

徳島縣物産陳列場

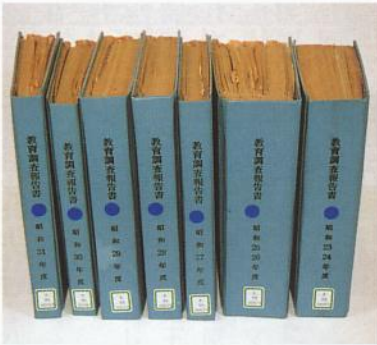
民政資料展覧會

公文書に見る 戦後の教育改革

佐々木 清克

平成二年の開館以来、約一万五千簿冊の公文書を文書館資料として収蔵している。これらは、県庁各課、室、局、出先機関、各委員会等の五年保存及び十年保存の公文書が廃棄されるに当たって、その内の歴史的文化的価値を有する公文書を取捨選択したものである。その内の五二五簿冊を「作成または取得した年度の翌年から起算して三十年が経過した公文書」として閲覧に供している。県庁等で作成された公文書は、過去に実施された重要な施策がぎっしり詰まった県民共有の財産である。そして、過去と現在と未来を繋ぐ貴重な資料となっている。

公開している公文書の中に、「教育調査報告書 昭和二十三・二十四年度 徳島県教育委員会」(資料番号K99-000072)以下七簿冊がある。この資料群



『教育調査報告書』
(昭和23・24年度～昭和31年度、
徳島県教育委員会)

は、戦後の昭和二十三年度から昭和三十一年度までの教育全般の動きを、詳しく記録した調査報告書である。昭和二十四年度の「教育調査報告書」には、戦後すぐの今から五十五年前に、現在の高等学校のスタートとなった新制高等学校の成立の様子が示されている。戦後の六・三・三・四制の新学制実施に伴って、昭和二十三年四月に、県立二十八校、市立二校の新制高等学校ができた。しかし、これらの新制高等学校は、いずれも実質的には旧制中学校からの移行だった。したがって、新発足した新制高等学校が、名実ともに真の高等学校になるためには、どうしても根本的な改革が断行されなければならなかったようである。

昭和二十三年に実施された再編成の実施要領によると、①男女の教育機会均等、②教育の機会均等、③教育の機会均等の見地から「学区制」、④教育の機会均等の立場から、努めて全高等学校を「総合制」にするという、この三点を再編成の原則として示している。この方針に沿って「高等学校再編成前後比較表」のとおり高等学校の再編成が行われ、三十校設置していた学校を二十一校に減らして、男女共学制を、そして、その内の八校には

『高等学校再編成前後比較表』
(『昭和24年度徳島県教育調査書』177頁)

た。現在では、当たり前前になっっている一つの教室に男女が共に学習する「男女共学」の制度も、当時は、過去の習慣からかけ離れていたために、大変革として、特に保護者・教職員の中には少なからず不安を抱く者があつたようであつた。最初に実施した高等学校では、男女が同じ校舎で学びながら教室は別々で、清掃分担も別組で実施するなど、慎重に進めていった状況がアンケート等から窺える。

学区制は小学区制を採用し、再編成の眼目である男女共学制と総合制実施の必要性に即応しつつ、いわゆる学校間格差の撤廃を目指して、諸条件の許す限り各学校間の質的均質化を図り、併せて新制度にふさわしい校風作りの基礎を確立することに重点を置いた教員異動を行ったようである。

各学校の教員異動率は、「高校教員異動表」にあるように、平均五十六%という、今から考えると想像もできないほど大規模であつた。特に、城北高校では三十名の教員の内、残留者が三名、他校からの転入者が二十七名という、本県教育史上空前の広範な大異動を実施した記録

総合制
を取り
入れた
新しい
制度の
高等学
校が設
置され

「高校教員異動表」
(『昭和24年度徳島県教育調査書』192頁)

学校名	教員数	他校からの転入者	転入率	入部率
東	18	19	43.7%	51.5%
西	24	18	50.0%	49.4%
南	10	10	100.0%	89.7%
北	3	27	10.0%	90.0%
城	30	27	30.0%	58.3%
北	16	21	41.1%	14.3%
小	18	18	100.0%	85.7%
西	15	15	100.0%	68.3%
富	7	15	46.8%	39.6%
野	22	14	36.4%	17.7%
新	14	7	32.1%	69.6%
野	17	14	82.4%	51.5%
門	23	16	47.4%	53.4%
島	27	14	51.9%	23.7%
野	19	20	77.8%	78.2%
島	21	18	85.7%	70.4%
井	27	19	70.4%	77.8%
島	8	16	22.2%	68.3%
吹	21	8	37.5%	62.7%
町	24	14	61.1%	38.9%
止	9	15	87.5%	21.0%
可	16	22	14.0%	41.9%
工	20	8	40.0%	56.3%
高	26	14	53.8%	56.3%
計	611	268	34.2%	43.8%

が残っている。このことから見ても、戦後の教育改革に、大変苦勞した様子が手に取るようにわかる。

その他、教育予算のこと、幼小中学校教育のこと、社会教育に関する事なども記載されている。

この簿冊には、以上の「教育調査報告」以外に、「新制中学校の建設状況」、「高等学校の生徒収容力について」、「週五日制に関する研究資料」など、当時の教育委員会調査課がまとめた戦後の教育改革を知ることができる資料があり、現在、徳島県で実施している教育改革を考える上で、半世紀も前の記録ではあるが、興味深い内容が多く含まれている。

「古きを持つて鑑と為す」のたとえもある。平成十三年十月一日の徳島県公文書管理規則の制定・施行により、公文書の永年保存が三十年の有期限保存になり、重要な公文書の収集も始まった。多くの方に利用していただけるように、幅広い文書館資料の保存に努めていきたいと考えている。

(館長)

公文書の保存年限が有期限化されました。永年保存を廃し、最長30年としたことにより、保存期間を満了した全ての公文書は、選別協議を経て、文書館に引き渡すことになりました。

文書館資料として收藏された公文書は、行政職員のみならず、県民も自由に閲覧ができる「住民共有の財産」です。

先般、京都府行政文書が重要文化財に指定されたことは文化財行政の大変革であり、近現代の公文書が国宝級の扱いを受ける時代の到来を告げています。

文書館の資料として「千年・2千年の命」を与えられる公文書を**来館して閲覧**し、文字情報源としてご利用いただくだけでなく、時代背景が実感できる「**現物の力**」を体感してください。

手塚喜久雄（副館長兼公文書係長）

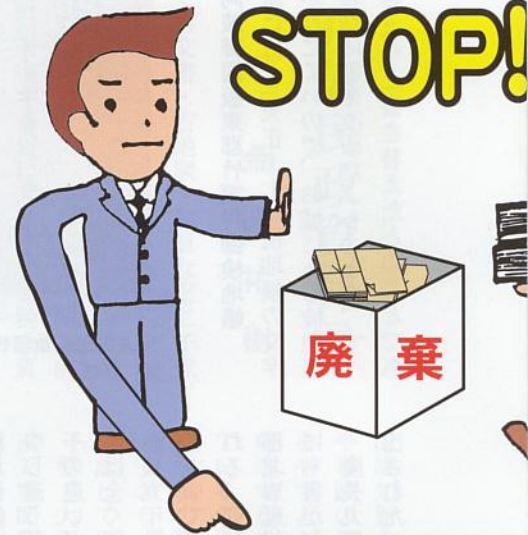
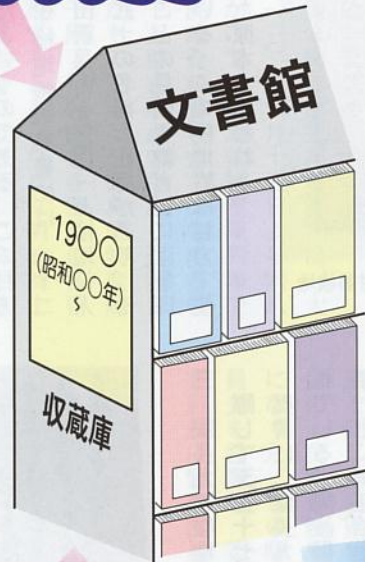
閲覧

- ◎公文書館法
- ◎文化の森総合公園文化施設条例
- ◎文書館利用規程など

全ての人が閲覧出来ます。

公文書は

Access



Safety

Archives
(アーカイブス)

5年以上の保存期間が満了した公文書は、まず『**廃棄文書**』として文書館に送付されます。『歴史的文化的価値を有する公文書』は文書館に引き渡さなければならず、文書館に引き渡すものを除き、

利用制限

- ◎文書館利用規程
- ◎文書館利用要領など

個人情報や「袋がけ」するなどの厳重な利用制限をして閲覧しています。又、法令上や主務課からの指示、特定人や公共の安全や利益を損なう恐れのあるものは閲覧の利用に供していません。

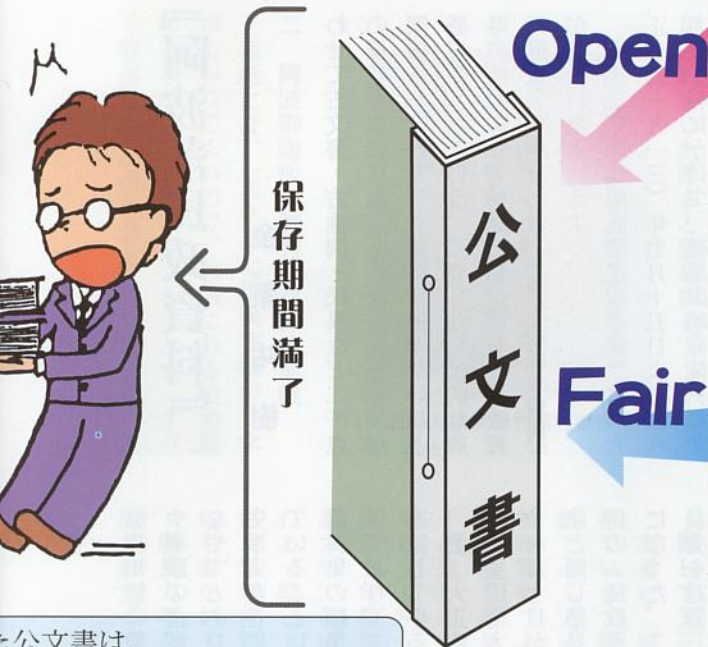
なお、作成または取得の年の翌年から30年を経過した公文書が閲覧できます。

保存すべし

- ◎整理して收藏し、
- ◎簿冊、文書件名簿を取り出せます。
- ◎資料群として閲覧しての価値が高い

廃棄すべし

共有財産



公開が原則です

◎情報公開条例 (H13.10.1 全面改正)

県政の説明責任を定め、県民参加による公正な県政を推進するため公文書は原則公開とした。

- 1 県民の知る権利
- 2 県政の説明責任
- 3 公文書の公開請求権
- 4 公文書の原則公開
- 5 県民参加による公正で開かれた県政
- 6 実施機関の拡大
- 7 公文書の定義の拡大
- 8 公文書の適正管理

公文書の適正管理

◎公文書管理規則 (H13.10.1 制定施行)

◎文書規程 (H13.10.1 全面改正)

- 1 ファイル管理表を作成し適切に保存しなければなりません。
- 2 保存期間の永年を廃し最長30年としました。

個人情報の保護

◎個人情報保護条例 (H15.1.1 全面施行)

- 1 取扱事務の登録・閲覧
- 2 収集の制限
目的・必要・適正・本人収集、センシティブ情報は原則収集せず
- 3 利用・提供の制限
目的範囲内で原則利用・提供、オンラインは公益上、権利侵害防止措置
- 4 自己情報の開示請求
- 5 口頭による簡易開示
- 6 事実と相違する個人情報の訂正請求
- 7 収集・利用等制限違反に利用等停止・消去請求
- 8 事業者は権利侵害防止措置、県への協力、センシティブ情報の慎重取り扱い
- 9 不正取り扱い事業者に対する是正勧告、公表

と公文書は『目録』を付しなければなりません。(文書規程第30条第4項など)

「文書」として選別された文書は、廃棄できなくなりました。(公文書管理規則第9条第1項)

ば宝の山

ています。の検索ができ、すぐに

できるので、資料と

タダのゴミ

文書館のあゆみ

(平成14年7月〜12月)

- 7月6日 第5回古文書講座(初級)「徳島の近世証文を読む2―五年切り証文―」
- 7月6日 第1回文書館資料調査員会議
- 7月13日 第6回古文書講座(初級)「棟付帳を読む1―近世の戸籍帳簿―」
- 7月22日 第1回文書館協議会
- 7月22日 同和問題講演会(徳島市立文化センター)
- 7月24日 徳島県人事委員会視察
- 7月25日 古文書保存講座(〜26日)
- 7月27日 文化の森同和問題啓発資料展(文化の森5館共催〜8月4日)
- 7月27日 徳島北高等学校インターナショナルシップ(生徒2名)
- 8月1日 人権教育推進本部第1回幹事会議(県庁)
- 8月2日 第7回古文書講座(初級)「棟付帳を読む2―近世の戸籍帳簿―」
- 8月3日 第24回企画展「豪商 志摩利右衛門とその時代」(〜10月27日)
- 8月6日 徳島の古文書を読む会運営委員会
- 8月10日 大滝家資料調査(三好郡三好町屋間)
- 8月13日 第8回古文書講座(初級)「法令文書を読む1―御壁書を読む―」
- 8月17日 県立学校長会(第2回)
- 8月20日 徳島県教員初任者文化施設研修
- 8月23日 高等学校地歴学会研修
- 8月27日 池田町資料調査(池田町公民館)
- 8月30日 第9回古文書講座(初級)「法令文書を読む2―御壁書を読む―」
- 8月31日 京都府立総合資料館・奈良県立同和問題関係資料センター視察(〜3日)
- 9月4日 山梨県歴史資料保存利用12名視察
- 9月4日 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会役員会第2回(愛知県公文書館)
- 9月6日 徳島の古文書を読む会総会
- 9月8日 第10回古文書講座(初級)「書簡を読む―藩主たちの書簡―、閉講式」
- 9月14日 第11回古文書講座(中級)「開講式・領主峰須賀氏と庶民をつなぐ文書」
- 9月28日 第2回古文書講座(中級)「三好一族の文書を読む」
- 9月28日 第3回古文書講座(中級)「様々な書簡を読む」
- 9月28日 第53回徳島県人権・同和教育研究会(徳島市立文化センター)
- 10月9日 第4回古文書講座(中級)「検地帳と御年貢」
- 10月10日 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会(富山県〜18日)
- 10月10日 第33回全国都道府県史協議会(山口県)
- 10月10日 第5回古文書講座(中級)「近世の庶民生活を知る、閉講式」
- 10月10日 四国教頭会来館32名
- 10月10日 第1回歴史講座「開講式、東大寺を再興した重源と阿波民部大夫」
- 10月26日 第25回企画展「近世社会を創出した文書 検地帳」(〜平成15年2月2日)
- 11月6日 八万南小学校3年生見学
- 11月11日 歴史講演会「近世村落の田畑と里山」(京都府立大学 水本邦彦教授)
- 11月11日 古文書を読む会合同学習会
- 11月11日 八万南小学校3年生見学
- 11月11日 徳島県人権教育推進本部員会議(県庁)
- 11月11日 第2回歴史講座「細川氏被官一宮氏について」
- 11月11日 職員健康診断
- 11月11日 先進地博物館調査(高知県立歴史民俗資料館等)
- 11月11日 文化の森人権啓発資料展(文化の森5館共催〜8日)
- 11月11日 中国・四国地区文書館等職員連絡協議会(広島県立文書館〜6日)
- 11月11日 古文書を読む会運営委員会
- 12月1日 行政資料収集(県庁各課)
- 12月1日 早稲田実業高校生徒6名見学
- 12月21日 第3回歴史講座「徳島藩と阿波水軍の森家―阿波藩における近世的秩序―」

残された旅の葉

おかげ参り心得

美馬郡半田村 酒井家文書(当館所蔵)より

松本博

江戸時代、伊勢神宮への庶民の群参が周期的に流行した。神仏への信仰もさることながら人びとは日常から抜け出て、自己解放の旅に出たので「御蔭参り」とも「御抜け参り」とも呼ばれた。文政十三年のそれは阿波から始まり、やがて全国に流行することになったと「浮世の有りさま」など各種文献は伝える。

ここに一枚の旅の葉がある。題して『おかげ参り心得』。阿波の商人で粋人でもあった酒井弥藏が携えていたものである。庶民のしたたかさとともに、時代のうつろいを予感する者たちの智慧が垣間見えておもしろい。「おかげ参り」はやがて慶応四年の「ええじゃないか」運動へとつながる。残された「旅の葉」は次の時代を予告しているようである。

おかげ参り心得

- 一、つれにはぐれぬやう 同行ミなく〜なわほそ引につられ 行へしもしはぐれたらバ たづね所と書たる札ある所へ たのむへし
- 一、ろぎんハ めい〜わけてもつへし 一人もつへからず
- 一、ごまのはいといふものハ 人をだまして金をとるものなり 或は一両にもなるものを 一歩にてかわせ しんせつなる 事をいふて 道づれになり 同じやどにとまりなだして 荷もつぎるいかねをぬすミ逃行 其外いろしろしかた 多し ゆだんすべからず 欲にかかるへからず 皆うそなり せげうハ めし かゆ ぜに かご 馬 車 やど 其外 いろいろ所々にあり
- 一、右せげう 人数多けれハ 誠に広太也 はらすかぬうちに もらふへからず 所々あれハよん慮なき時ばかりに すべし 心なくもらへハ 後にばちあたるへし
- 一、宮川の外ハなさけもなく 舟ちんおふくとらんといふとも たのむへし 舟にのるにいそぐへからず 腰ふところろに氣 を付るへし
- 一、宮川より七十八丁行て外宮なり 外宮より内宮へ五十丁也 内外御本社の外 末社に宮人ありてさんせんをおふく なげよといふとも 銭すくなく又ハ志なけれハ一せんも なげるにおよバす

文政十三年庚寅三月 上旬

松阪 何某

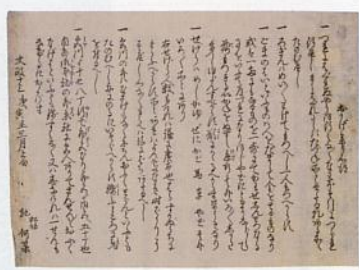
(用語解説)

- ろぎん(路銀) 旅用の金。旅費。
- ごまのはい(護摩の灰・胡麻の蠅) 旅人らしく装って、旅人をだまし財物をかすめる盗賊。
- せげう(施行) ほどこし。
- 宮川 伊勢神宮の近くを流れる川。
- さんせん(散銭) 神仏に奉る銭。賽銭(さいせん)のこと。

(主任専門員)



「御蔭群参之図」(神宮徴古館所蔵)より 『江戸時代図誌』第16巻、筑摩書房より転載



「おかげ参り心得」(酒井家文書)

阿波の慶長九年検地帳の謎 〜文書を残すことの大切さ〜

宇山 孝人

徳島県下に現存する多数の慶長九(一六〇四)年検地帳(写)に共通していることは、表題が「阿波国〇〇郡〇〇村御検地帳」のように阿波国の国名を冠し、奥書には「慶長九年甲辰霜月日 蜂須賀阿波守」あるいは「慶長九年甲辰霜月日」などとなっており、検地役人の署名・花押などは一切ない。これは、なぜか。

『阿波年表秘録』の慶長九年の項に、「今年 阿波国郷村検地帳成」とある。この記事から、長い間、阿波の検地は、蜂須賀氏が入国した天正十三(一五八五)年から始まり、慶長九年に完了したというのが定説であった。果たして、そうであらうか。

これらのことを解き明かす手掛かりとなる貴重な検地帳二冊が当館保管の木内家文書に残されている。



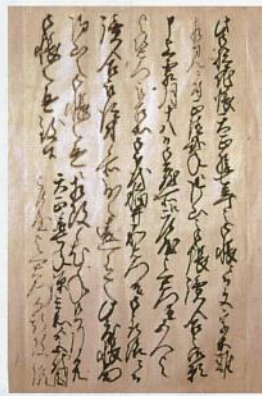
「天正拾七年板東郡之内竹瀬村御検地御帳」表紙

二 阿波御国板東郡竹瀬村御検地帳
表紙には、「天正十七年検地帳の文字がわかりにくいので、お城にある検地帳のとおり書き改めた。もつとも、すべて慶長九年と書き替えた」とのことであ



「阿波御国板東郡竹瀬村御検地帳」表紙

一 天正拾七年板東郡之内竹瀬村御検地御帳
表紙に張紙があり、「この天正十七(一五八九)年の御帳は分かりにくいのでお城の御帳を拝借し写したので不用」と書かれています。つまり、村方の天正検地帳が使用に耐えなくなつたので藩庫保管のものを写したというのである。この村方の天正十七年検地帳の奥書には、「十二月四日 益田新兵衛(花押)」と検地役人とおぼしき武士の名前と花押があり、それぞれの下ごとの見開き継ぎ目には契印が押されている。この検地帳は村方で使用されていた原本と思われる。



「阿波御国板東郡竹瀬村御検地帳」表紙裏の張紙

る。」と張紙がされている。さらに、表紙裏に、「この御検地帳は天正十七年の御帳で、文字等が見えにくいので、お城の御帳と読み合わせたところ、少々違いがあったので、この度、帳面はお城の御帳のとおり改めた。もつとも年月日とも御帳のとおりにした。…」と張紙がされている。奥書には「慶長九歳甲辰霜月日」と書かれ、検地役人の名前はない。

三 慶長九年検地帳は徳川御前帳徴収に際して天正十七年検地帳を基に作成
奥書に「慶長九歳甲辰霜月日」と書かれている。「阿波御国板東郡竹瀬村御検地帳」と「天正拾七年板東郡之内竹瀬村御検地帳」とを照合すると、記載順序が少し違う部分があるのと地積と石高に若干の違いが認められるくらいで、名請人等は全く同じである。よって、竹瀬村の慶長九年検地帳は、天正十七年検地帳に基づいて作成されたものであると考えられる。同じような記録は、「阿波国名東郡北岩延村御検地帳写」(個人蔵)の奥書にも書かれている。
慶長九年八月に徳川御前帳徴収指令が出された。これに対し、蜂須賀氏は、天

正十七年検地帳を基に慶長九年検地帳を作成し、阿波国の国名を冠し、奥書に「慶長九年甲辰霜月日 蜂須賀阿波守」と認めたものと考ええる。

なお、現存の天正十七年検地帳(写)がいくつかあるが、すべて「〇〇郡〇〇村御検地帳」のように、阿波の国名が冠せられず、郡名から書かれている。

四 文書を残そうとする意志の大切さ
以上に述べてきたように、徳島県下に多く残されている慶長九年検地帳は、天正十七年検地帳を基にして作成されたものであると考えられる。このことが判明する根拠となつたのが、第一に竹瀬村の天正十七年と慶長九年の検地帳であり、第二に來歴を記した張紙である。

天正十七年検地帳の表紙張紙には「不用」との文字がある。もしも、その文字通りに「不用」なものとして、襖の下張りや落とし紙に使われたり、焼却処分されたらしておれば、同一村の天正十七年と慶長九年の検地帳との照合ができず、内容の同一性が確認できなかった。また、慶長九年竹瀬村検地帳の張紙のように、文書の來歴がきちんと書かれていなければ、阿波藩の土地基本台帳である慶長九年検地帳の実態解明は、非常に難しいものであった。

この一事例からも分かるように、文書を残そうという高い理念の下に、來歴を記し、文書を残すことの大切さを痛感する。

(主査 兼 古文書係長)

古文書講座のご案内

二コース制の古文書講座

初級と中級の二コース制を採用し、より充実したものにしています。場所は当館講座室です。時間は午後二時から午後四時まで。受講料は無料です。

初級コース

このコースは、文語体の読み方・くずし字辞典の引き方・文字の読み方・文意の取り方を始めとして、古文書で使用する文字の基礎をじっくりと確実に学習していただくコースです。

◇講座定員 二十五名程度

◇申込み受付 三月一日～四月二十日

◇講座日程 5/10・24、6/7・21

(隔週土曜日) 7/5・19、8/2・16

8/30、9/13の十回。

中級コース

募集は初級コースとは別にし、初級コース修了者及びある程度古文書が読める方を対象とします。講師は原則として外部講師に来ていただき、県下のさまざまな古文書を教材として学習していただきます。

◇講座定員 二十五名程度

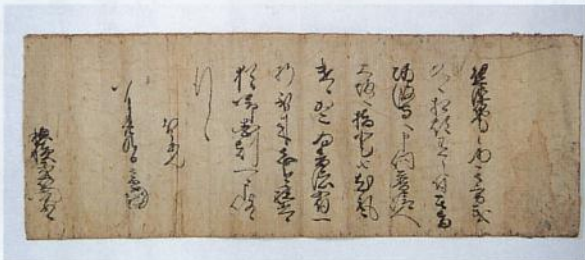
◇申込み受付 七月十五日～八月三十日

◇講座日程 9/20・27、10/4・11
(毎週土曜日) 10/18の五回。

【応募要領】

受講を希望される方は、往復ハガキに①郵便番号 ②住所 ③氏名(ふりがな) ④電話番号と、返信用に、ご自分の住所・氏名をご記入のうえ、徳島県立文書館古文書講座係までお申し込み下さい。なお、希望者多数の場合は、抽選させていただきます。

※詳しくは、徳島県立文書館古文書係まで御連絡ください。



「穂積幾右衛門宛ほうあん宗一黒印状」
(当館所蔵「穂積家文書」)

文書館の利用案内

利用方法

- 閲覧室の検索用端末機で必要な資料を検索し、閲覧票に必要事項を記入して、受付に提出してください。
- 閲覧室の書架に配置された行政資料等は、自由に閲覧できます。
- 資料の複写や出版物等への掲載は、受付へ申し込んで所定の手続きをしてください。
- 複写サービスは実費をいただきます。
- 資料の館外貸し出しは行いません。

開館時間

○午前九時三十分～午後五時

休館日

- 毎週月曜日(祝祭日の場合は翌日)
- 毎月第三木曜日
- ※資料整理・燻蒸のため必要に応じ、臨時休館することがあります。

交通のご案内

- ◇JR徳島駅から
徳島市営バス・徳島バス利用(約二十五分)
- ◇JR牟岐線文化の森駅下車徒歩約三十五分



文書館だより

第20号

平成十五年二月二十日発行

編集兼発行 徳島県立文書館

〒七七〇一八〇七〇

徳島市八万町向寺山

文化の森総合公園内

TEL(〇八六)六八三三三〇〇

印刷 グランド印刷株式会社